

判決年月日	平成30年3月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(ネ)10092号		
<p>○ 特許請求の範囲の記載、明細書の記載及び本件発明における冷却流体通路の技術的意義を総合し、本件発明の冷却流体通路は、熱放散ブリッジの底面が冷却流体通路の全長にわたり長手方向壁を形成していることを要する一方、後部軸受けにより形成される長手方向壁は冷却流体通路の全長にわたる必要はないとして、被告製品がその技術的範囲に属すると判断した事例。</p>			

(関連条文) 特許法70条

(関連する権利番号等) 特許第4392352号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、主位的に、被控訴人が被告製品1を製造販売等する行為は、発明の名称を「オルタネータ、またはオルタネータ／スタータの後部に一体化された電力電子装置を冷却する装置」とする本件発明1に係る特許権を侵害する行為であると主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項及び2項に基づく被告製品の製造販売等の差止めなどを求める事案である。

2 原判決は、被告製品1が本件発明1の技術的範囲に属するとは認められないなどとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

3 本判決は、要旨次のとおり、被告製品1は、本件発明1の技術的範囲に属すると判断し、本件発明1に係る特許は、特許無効審判により無効にされるべきものであるということとはできないとして、原判決を取り消し、控訴人の主位的請求を認容した。

(1) 構成要件1Gの意義

ア 特許請求の範囲の記載によれば、構成要件1Gは、熱放散ブリッジの底面が冷却流体通路の長手方向壁を形成していること、及び、後部軸受けが冷却流体通路の他方の長手方向壁を形成していることを意味するものと解される。一方、これらの壁が、冷却流体通路の長手方向の全長にわたり設けられるものであるかについては、特許請求の範囲の記載からは明らかでない。

イ 本件発明1は、冷却流体が、横方向に吸い込まれて、後部軸受けの中央スロット4b及び4cの方に流れ、熱放散ブリッジの下方で冷却流体通路内を循環し、熱放散ブリッジの底面及び冷却フィン、それらの全長にわたって掃引した後、後部軸受けの側部スロット4a及び4dを通過して排出される構成とすることにより、熱放散ブリッジの上面に搭載された電力電子回路が、冷却フィン及び熱放散ブリッジを介して、伝導によって冷却されるという効果を奏するようにしたものである。そして、本件明細書1に記載された冷却流体通路の技術的意義に鑑みると、構成要件1Gの冷却流体通路は、熱放散ブリッジの底面により形成される長手方向壁が全長にわたって設けられることを必要とする一方、後部

軸受けにより形成される長手方向壁が全長にわたって設けられることは、必ずしも必要ではないと解される。また、かかる解釈は、本件明細書 1 に記載された冷却流体通路と冷却フィンとの関係等とも整合する。

ウ 以上のとおり、特許請求の範囲の記載、本件明細書 1 の記載及び本件発明 1 における冷却流体通路の技術的意義を総合すれば、冷却流体通路は、熱放散ブリッジの底面が冷却流体通路の全長にわたり長手方向壁を形成していることを要する一方、後部軸受けにより形成される長手方向壁は冷却流体通路の全長にわたる必要はないと解される。

(2) 構成要件 1 H の意義

特許請求の範囲の記載によれば、構成要件 1 H は、熱放散ブリッジの底面が、前記(1)ウの冷却流体通路内に配置された複数個の冷却フィンを有することを意味する。

(3) 構成要件 1 G 及び 1 H の充足性

被告製品 1 の構成によれば、①ないし⑤の部分は、いずれも、本件発明 1 の「熱放散ブリッジ (16)」に相当する熱放散部材の底面によって半径方向 (長手方向) の壁が形成されており、冷却流体が、半径方向に吸い込まれて、上記⑤の開口部の方に流れ、該空気流により上記壁を形成する熱放散部材の底面を冷却するものであり、少なくとも③及び④の部分は、本件発明 1 の「後部軸受け (4)」に相当する上側ベアリングによって、他方の壁が形成されているものである。

したがって、①ないし⑤の部分は、全体として構成要件 1 G の「冷却流体通路 (17)」に該当する。また、①ないし⑤の部分に存在する複数個の冷却フィンは、構成要件 1 H の「前記流体通路 (17) 内に配置された複数個の冷却フィン (18)」に該当する。

(4) 以上のとおり、被告製品 1 は、構成要件 1 G 及び 1 H を充足する。また、被告製品 1 がその他の構成要件を充足することについては、当事者間に争いが無い。よって、被告製品 1 は本件発明 1 の技術的範囲に属する。